

令和8年2月18日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
維持管理部会（令和7年度 第1回）

資料2

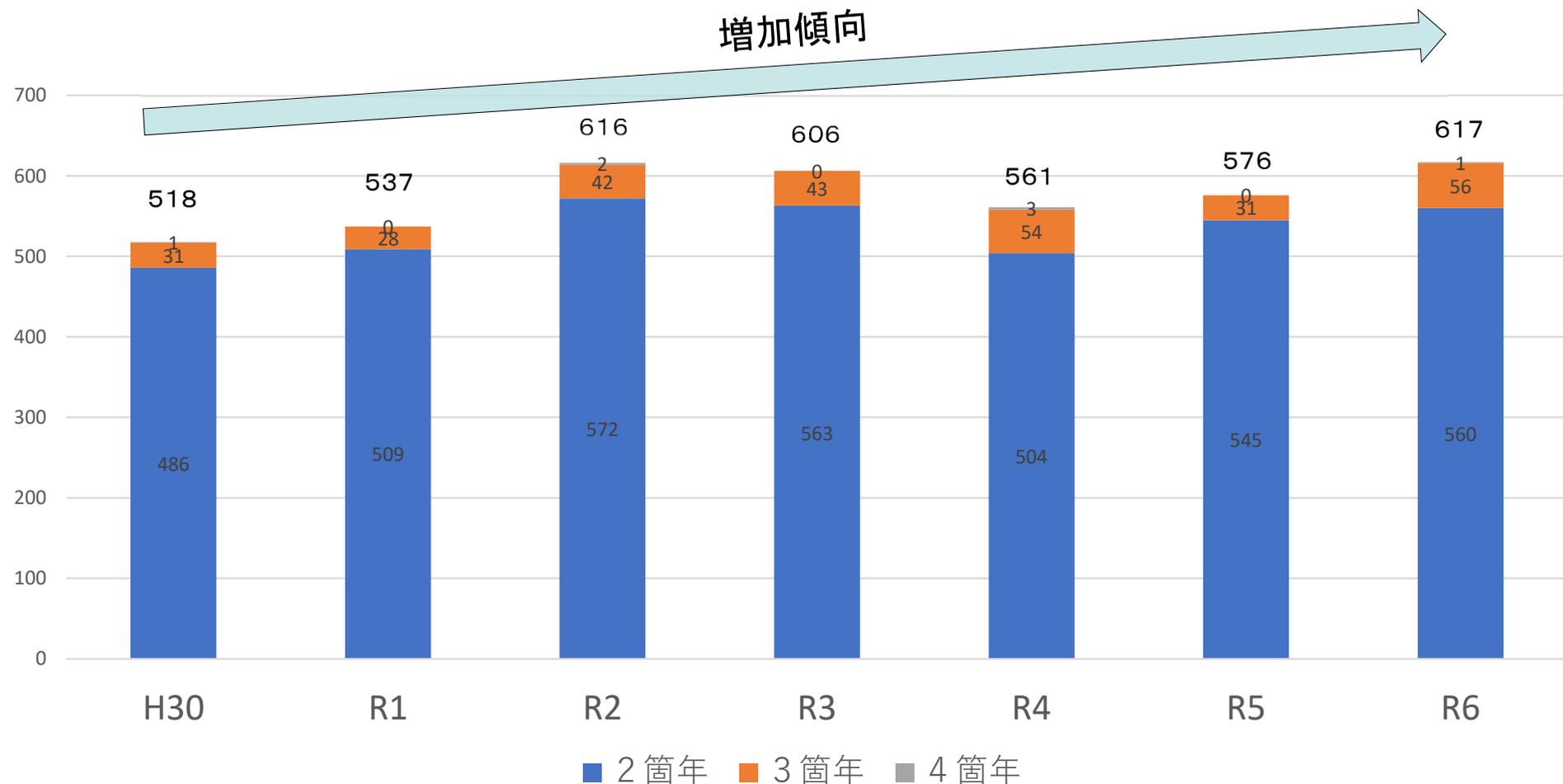
維持修繕工事における積算等の改善方策



国土交通省

○維持工事等においては、2カ年、3カ年の複数年契約の活用が増加傾向。
⇒受発注者双方の事務負担を軽減するとともに、同一企業による安定的な作業を確保。

■維持工事等 契約状況



※地方整備局(北海道開発局含む、内閣府沖縄総合事務局除く)が各年度の契約工事(港湾・空港関係除く)を対象に整理工事種別の維持修繕工事のうち、道路維持、河川維持(海岸、ダム、砂防含む)、除雪、緑地管理、照明維持などを対象

維持工事(通年)の受注者に対して、積算上の課題等についてヒアリング調査を実施

- 関東地整 河川国道事務所
- 河川、道路の維持工事(通年) 各2工事

区分		対象工事
発注	期間	複数年(2年) R5-R6 R6-R7
	方式	一般競争入札・総合評価落札方式(契約毎)
受注体制		企業単体 いずれも20年以上、継続して受注
入札結果		全て1者応札

維持工事の複数年契約の費用面での課題

【受注者の意見】(1)道路

- ・当初契約として標準歩掛がある項目(除草・切削工・区画線など)に対し、小規模で点在する作業や同一地区内でも施工時期が異なる作業が生じた場合に、標準歩掛を用いて合算数量にて精算されると乖離が大きい。
- ・緊急性の低い小規模作業単独の指示の場合、他作業もあわせて行わないと1～2時間作業となり採算が合わない場合もある。
- ・緊急作業用として、いつでも対応できるように小型バックホウ等の主要な重機を年間契約にて借りており、使用頻度によっては経費が合わない場合がある。

【受注者の意見】(2)河川

- ・緊急性の低い小規模作業単独の指示の場合、他作業もあわせて行わないと1～2時間作業となり採算が合わない場合もある(再掲)。
- ・応急処理で重機の回送を伴う作業が多い場合は、回送費も高騰しており経費が合わない。

【課題】

- 積算基準で定める日当たり標準作業量を下回る小規模な作業に対する積算
- 小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費の扱い(特に応急処理工を含む工事)

(参考) 現行の積算基準における規定

1日未満で完了する作業の積算

1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合には、機械費及び労務費について半日未満の作業は半日、半日から1日未満の作業は1日として計上する。

(参考) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)
- 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、作業車(PC橋片持ち架設工)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬
- 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t以上は、積上げるものとする。)
- 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (以下省略)

【受注者の意見】(1)道路

- ・夜間工事等もあるため、当該工事従事者(複数名)、協力会社も含め昼・夜の班編制や交代制を確保している。(道路維持、2年契約、3億円以上)
- ・他部署への協力は飲酒禁止、遠方への外出をさけるなど制約があるため頼みにくい。手当があると要員確保がしやすいかもしれない。

【受注者の意見】(2)河川

- ・専任従事者は、監理技術者のみである。緊急作業対応として、24時間365日連絡体制を確保しており、現場対応も含めて複数名の交代制などさらなる緩和をお願いしたい。(河川維持、2年契約、2億円以下)

【課題】

- 緊急作業における監理技術者の拘束を解消するための技術者の体制確保
- 連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い

(参考) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方 ～監理技術者制度運用マニュアル～

- 専任の・・・監理技術者・・・は、・・・合理的な理由で、短期間(1～2日程度)工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。・・・なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、・・・例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、・・・連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、・・・等が考えられる。ただし、・・・監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

維持修繕工事の課題に関する調査

昨年度整理した課題を受け、維持管理工事における積算・精算や監理技術者の拘束について実態や意識を把握するため、維持工事の受発注者に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施

※令和7年度に履行中の維持・修繕工事の受発注者を対象

●アンケート調査

工事種別	対象	件数
通年維持工事 ※一定期間(年間等)、範囲(出張所管内等)において対象施設の機能及び構造の保持を目的とする日常的な行為を伴う工事(巡回、清掃、除草、応急処理等)	発注者	68
	受注者	110
維持工事 ※対象施設の機能及び構造の保持を目的とする工事(例:河道掘削、伐木、除雪等)	発注者	14
	受注者	17
修繕工事 ※損傷した構造を元の状態に回復させる工事(付加的に必要な機能、構造強化を目的とする工事)	発注者	24
	受注者	48

●ヒアリング調査

工事種別	対象	件数
通年維持工事 ※一定期間(年間等)、範囲(出張所管内等)において対象施設の機能及び構造の保持を目的とする日常的な行為を伴う工事(巡回、清掃、除草、応急処理等)	発注者	7
	受注者	8
修繕工事 ※損傷した構造を元の状態に回復させる工事(付加的に必要な機能、構造強化を目的とする工事)	発注者	6
	受注者	6

課題①小規模な作業に対する積算

【課題①】

○積算基準で定める日当たり標準作業量を下回る小規模な作業に対する積算

【現状】(直接経費)

<当初積算>

(a.)標準的な維持作業(除草、路面清掃、切削オーバーレイ等):単価(標準歩掛、施工パッケージ)×数量で積算

(日当たり標準作業量(例))

- ・機械除草(肩掛け式):990m²/日(集積、積込等を含む)
- ・路面清掃(ブラシ式):42km/日
- ・切削オーバーレイ:732m²/日(一層、平均切削深7cm以下)

(b.)応急処理(落下物対応等):人工等を概算で計上

<変更積算>

(a.)標準歩掛・施工パッケージによる積算(これにより難しい場合は、特別調査・見積)

(a.′)1日未満で完了する作業の積算

1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合には、機械費及び労務費について半日未満の作業は半日、半日から1日未満の作業は1日として計上する。

(b.)応急処理:実績確認による精算

【調査内容】

(1)小規模作業に対する意識 (2)変更積算に対する意識 (3)数量整理に対する意識

⇒【対応方針(案)】

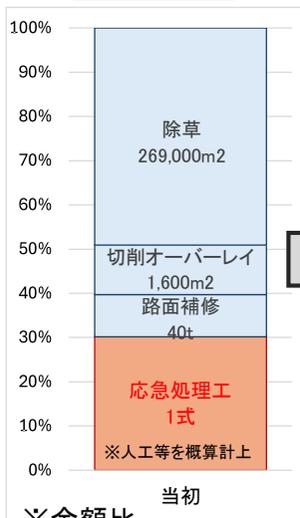
・発注者が適切な変更積算を行えるよう留意事項を整理し、受発注者間で共有

(参考)維持修繕工事の構成・積算イメージ

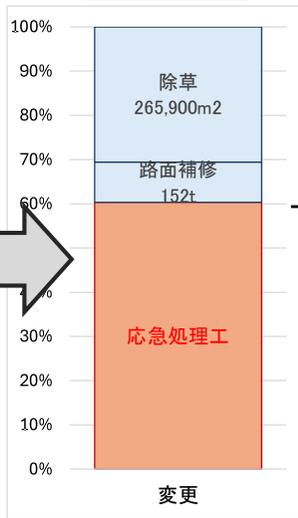
<道路>

通年維持工事

当初積算



変更積算



【変更積算の方法】

実施数量 × 施工P単価 (or 歩掛)

(例) 除草 265,900m² × 76.2円/m²

※標準的な施工ではない場合: 見積単価

※1日未満の作業となる場合: 0.5日(1日)数量

実績数量 × 労務(機械)単価

(例) 普通作業員: 85.5人 × 25,200円/人
ダンプトラック: 253時間 × 1,020円/時間

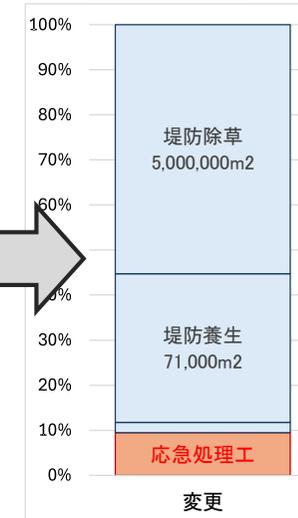
※実績数量は作業毎の日報等で確認

<河川>

当初積算



変更積算

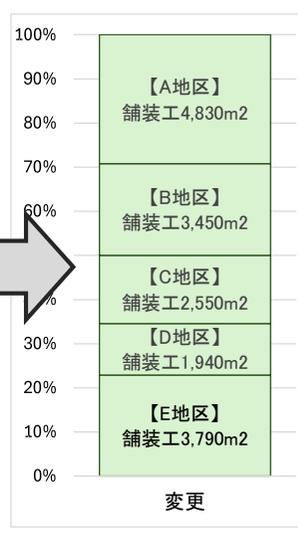


維持・修繕工事

当初積算



変更積算



実施数量 × 施工P単価 (or 歩掛)

(例) 切削オーバーレイ

【A地区】4,830m² × 3,193円/m²

【B地区】3,450m² × 3,193円/m²

【C地区】2,550m² × 3,193円/m²

【D地区】1,940m² × 3,193円/m²

【E地区】3,790m² × 3,193円/m²

※標準的な施工ではない場合: 見積単価

※1日未満の作業となる場合: 0.5日(1日)数量

※施工箇所が点在する場合には、施工箇所毎に共通仮設費・現場管理費を算出

当初積算



変更積算



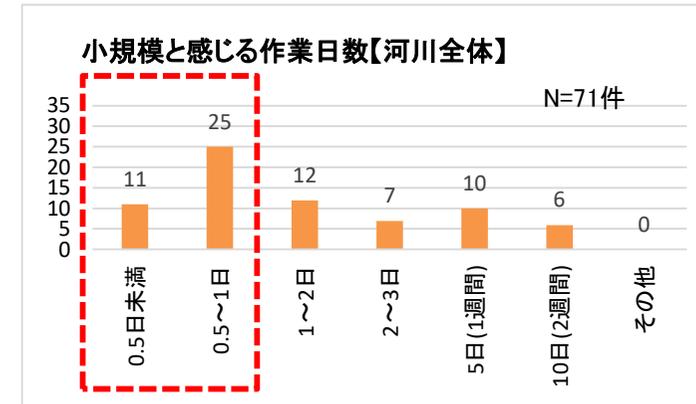
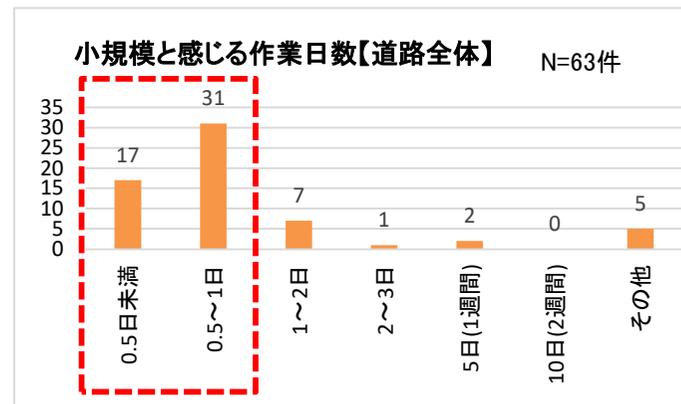
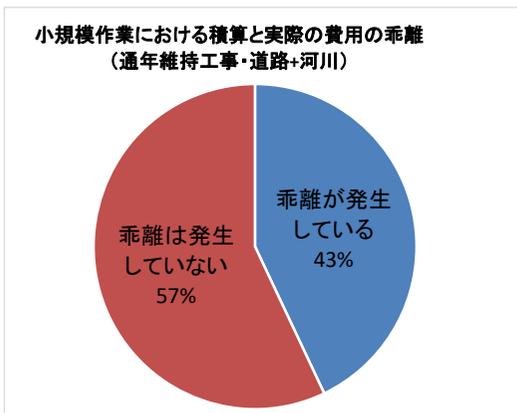
課題①小規模な作業に対する積算

(1)小規模作業(積算額と実際の費用の乖離が大きくなる規模)に対する意識

【調査結果(受注者意見)】

- 積算額と実際の費用の乖離について、維持工事では一定数見られるものの、修繕工事ではほとんど見られない。
- 通年維持工事においては、下記のようなケースから、変更積算において、「1日未満」となる場合に小規模作業と考え、積算額と実際の費用の乖離が大きいと考えている事例が多い結果である。
 - ①数時間の作業となる場合、施工数量はわずかであっても移動、準備等で半日相当分の拘束時間・費用が発生する。
 - ②1日未満の作業となる場合でも、下請の維持管理業者や専門工事業者への支払いは1日相当になることが多い。
- 他方、当初契約に含まれる工種の作業は、受注者が複数の作業を一連で行う施工計画を立てることで、1日未満の作業となることは少ないとの意見も見られる。

[小規模と感じる(積算額と実際の費用の乖離が大きい)作業日数]



課題①小規模な作業に対する積算

(2)小規模作業に対する変更積算に対する意識

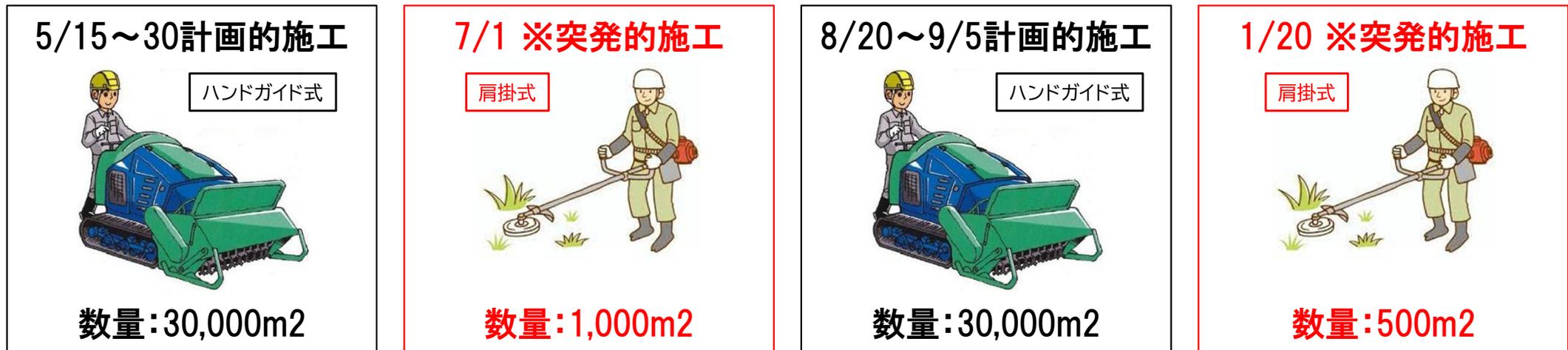
【調査結果(発注者意見)】

- 樹木の枝打ち作業については、優先度が低めの箇所をストックしておき、緊急性が高いものが発生したときにまとめて作業に入ってもらうことで一定のボリュームを確保する工夫をしている。

【調査結果(受注者意見)】

- 除草や高木剪定は、期間が経つと同じ数量でも施工効率が低下することから、緊急作業等他の作業が発生した際には合わせて周辺の作業を行うよう、発注者に提案・相談して効率的に作業を進めている。
- 当初契約に含まれる工種で、作業箇所や予定していた施工時期が異なる場合、同じ工種であることを理由に数量を合算して積算するケースがある。

[例] 当初契約に含まれている工種の計画的施工と突発的な施工(除草の場合)



合算数量(61,500m²)として扱わず、小規模作業による積算の適用検討

課題①小規模な作業に対する積算

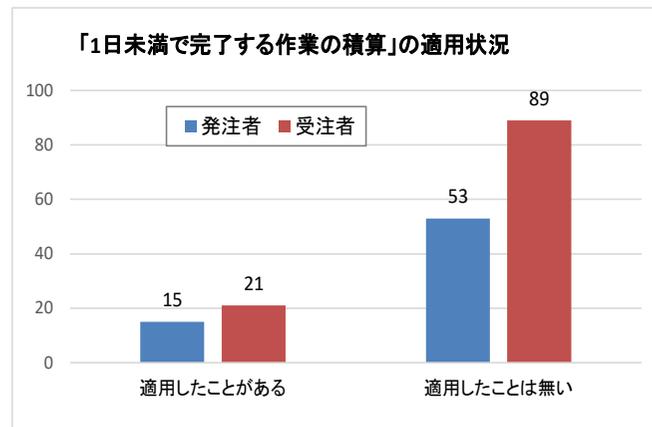
(3) 変更積算における数量整理に対する意識(標準的な維持作業で1日未満の作業)

【調査結果(受発注者意見)】

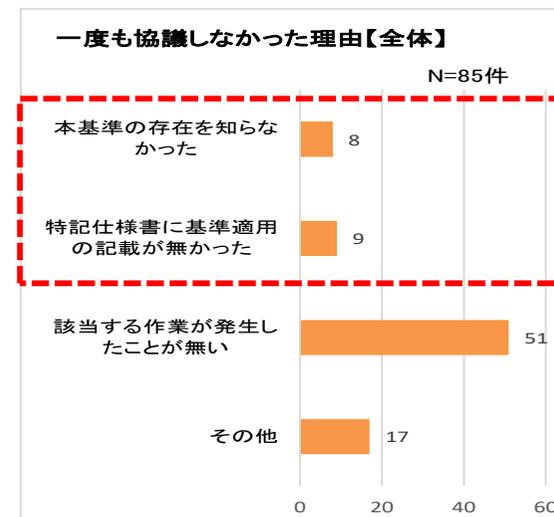
- 作業量が1日未満の場合、これまでの通年維持工事で「1日未満で完了する作業の積算」を適用しているケースは少ない。
- 「1日未満で完了する作業の積算」は受注者からの請求があった場合に適用するものであるが、「基準の存在を知らない」や「特記仕様書に記載が無い」等、基準適用を協議できる状況となっていない事例が見られる。

[1日未満で完了する作業の積算に関する実態]

①これまで「1日未満で完了する作業の積算」を適用したことがあるか。



②これまで「1日未満で完了する作業の積算」の適用を協議しなかった理由(受注者回答)



(再掲)1日未満で完了する作業の積算

1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合には、機械費及び労務費について半日未満の作業は半日、半日から1日未満の作業は1日として計上する。

本基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

課題①小規模な作業に対する積算

(3) 変更積算における数量整理に対する意識(実績精算・見積による積算)

実績変更を行っている(日報にて実績確認・証明を行っている)作業項目について、受発注者の意識を確認

【調査結果】

[道路維持]	[河川維持]	[ダム維持]
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 照明更新 ✓ 事故復旧(車線誘導標、ガードレールなど) ✓ 路面清掃、排水施設清掃、道路付属物清掃、人力清掃 ✓ 構造物撤去(軽微) ✓ 舗装合材使用量(常温合材) ✓ パッチング作業 ✓ 落下物処理 ✓ 小規模構造物(縁石、側溝等)補修 ✓ 除草剤散布 ✓ 小動物処理 ✓ 目地部除草 ✓ 支障木伐採 ✓ 倒木対応 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 油流出処理 ✓ 塵芥処理(不法投棄回収等) ✓ 手摺・車止めポスト補修、軽微な護岸補修 ✓ 小動物処理 ✓ 支障木伐採 ✓ 倒木対応 ✓ 蜂の巣駆除 ✓ 現地看板設置 ✓ 進入禁止柵設置、ロープ張り直し 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 湖面の塵芥処理、清掃工 ✓ 倒木対応 ✓ 蜂の巣駆除 ✓ 案内看板設置 ✓ 網場の設置・撤去 ✓ 空調機交換 ✓ 漏水修繕

※上記青字は応急処理に該当

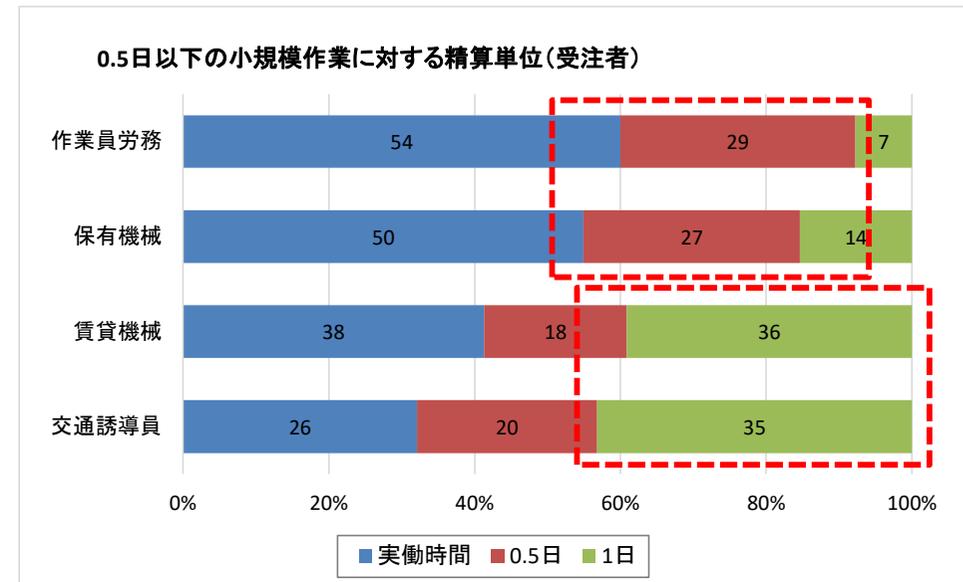
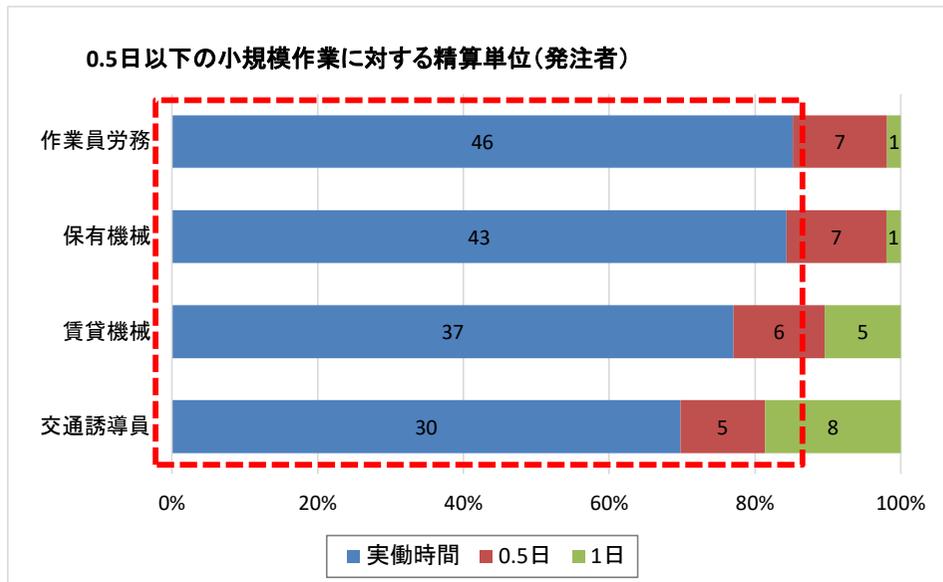
課題①小規模な作業に対する積算

(3) 変更積算における数量整理に対する意識(実績精算・見積による積算)

【調査結果(受注者意見)】

- 応急処理(落下物対応、動物死骸処理等)は数時間で終わる作業が多い。
- 1~2時間の作業でも準備・片付けなど半日くらい拘束されているため、精算の単位として実働時間ではなく最低0.5日分にして欲しい。
- 発注者の積算が時間単位であるのに対し、リース機械や交通誘導員は作業時間に関わらず1日分の支払いである。
- 短時間の精算では、作業員確保が難しい。

[0.5日以下の小規模作業に対する積算単位]



課題①小規模な作業に対する積算

小規模作業における変更積算を行うための留意事項(案)

★背景・位置付け

- ① 通年維持工事においては、「1日未満」の小規模作業を変更契約で追加する際、積算額と実際の現場で発生する費用との乖離が大きくなると認識している受注者もいる。標準的な維持作業については、1日未満で完了する作業の積算の規定があるが、適切に活用されていないケースもある。
- ② また、応急処理や標準歩掛等によらない標準から外れる作業が発生した場合には、見積対応等により実績変更することが望ましいが、実績変更されていないケースもある。
- ③ これらに対応し、受発注者間の調整を円滑に行うため、小規模作業における変更積算を行うための留意事項をとりまとめる。

★小規模作業の変更積算の考え方

- ① 監督職員は、作業場所等を考慮して1日以上となる作業量を指示するよう努める。(1日当たりの作業量は、土木工事標準積算基準で定める日当たり標準作業量を参考とする。)ただし、緊急的・突発的な作業の場合等、1日以上となる作業量を指示できない場合、この限りでない。
- ② 当初契約に含まれている計画的施工と、緊急的・突発的な施工を適切に区分けして整理する。ただし、計画的施工と緊急的・突発的な施工を続けて作業できる場合等、合算数量での積算が妥当な場合はこの限りでない。
- ③ 応急処理や標準歩掛等によらない標準から外れる作業については、実態を踏まえ、適切に変更積算を行う(日報にて実績確認を行う等)。

課題①小規模な作業に対する積算

発注者が適切な変更積算を行うための留意事項(案)

★数量整理の運用の考え方

(1) 標準的な維持作業

- ① 「1日未満で完了する作業の積算」の適用について検討を行う(受注者からの協議を必ず受けること)。

(2) 応急処理や標準歩掛等によらない標準から外れる作業

- ① 1日以下の作業における実績精算は、作業員の拘束時間や協力会社等への支払い等を踏まえて積算数量をまとめる(下表を参考とする)。
- ② 受注者は、当該作業に対する日報等を監督職員へ提出する。

[表] 受注者の意識調査に基づく、変更積算を行うための数量のとりまとめ方

		0.5日以下の作業	0.5日超1日以下の作業
労務		0.5日	1.0日
機械	(損料)	0.5日	1.0日
	(賃料)	最低取引数量	最低取引数量
交通誘導員		1.0日	1.0日
材料		実数量	実数量

課題②小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費

【課題②】

○小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費の扱い(特に応急処理工を含む工事)

【現状】(諸経費)

＜共通仮設費率・現場管理費率＞

・道路維持工事、河川維持工事それぞれ諸経費率を設定

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		23.94%	4118.1	-0.3548	5.97%
河川維持工事		9.05%	26.8	-0.0748	6.76%

算定式： $Kr = A \cdot P^b$

Kr ：共通仮設費率(%)、 P ：対象額(円)、 A ・ b ：変数値

道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 堤防天端・法面等の補修工事 3 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5 河川の伏閉、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6 1、2、3、4及び5に類する工事

＜施工箇所が点在する工事の積算＞

・施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等が各箇所で発生するため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。
 施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事を対象とする。
 なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。

【調査内容】

(1) 諸経費の乖離(通年維持工事) (2) 施工箇所が点在する工事の数量目安(修繕工事)

⇒【対応方針(案)】

・通年維持工事対象の諸経費の実態調査、及び点在工事の発注時の留意事項の整理・共有

課題②小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費

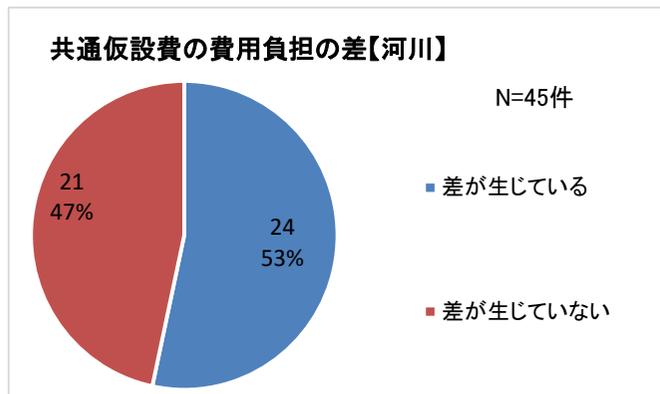
(1) 通年維持工事における諸経費の乖離に対する意識

【調査結果(受注者意見)】

- 機械の回送費及び機材運搬車両が増大、燃料代もかかる。
- 重機の出動回数が多く、回送費が通常工事の10倍くらいに上る。
- 施工箇所毎に掲示板、標識、バリケード等の設置撤去が発生するため、経費が増加となる。
- 道路規制が必須であり、また緊急作業等もあることから、規制車や小型機械を常時準備しておく必要がある。

[諸経費の乖離実態]

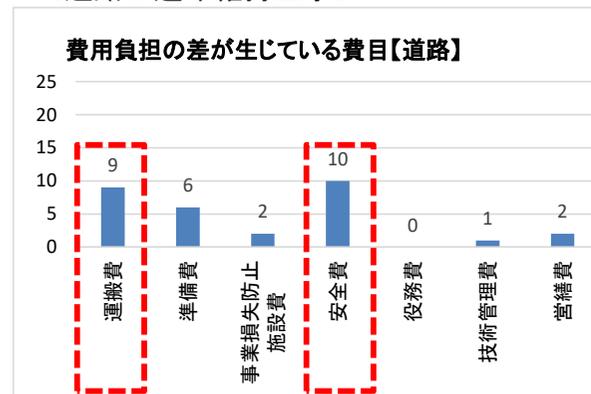
①通常の維持工事と比べて、通年維持工事では
共通仮設費の費用負担の差が発生しているか。



◆ 共通仮設費の費用負担に差が生じていると感じている受注者が多い傾向

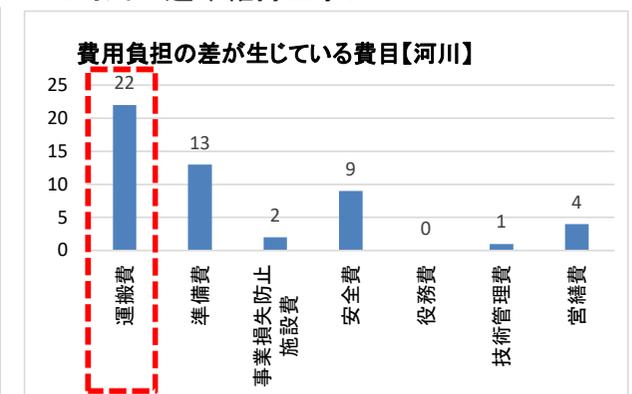
②どの費目で費用負担の差が生じているか。

<道路の通年維持工事>



◆ 道路では、**運搬費**や**安全費**に費用の差が生じていると感じている受注者が多い

<河川の通年維持工事>



◆ 河川では、**運搬費**に費用の差が生じていると感じている受注者が多い

課題②小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費

(1) 通年維持工事における諸経費の乖離

★小規模作業や点在作業を伴う工事における諸経費の積算の留意事項(通年維持工事)

- ① 通年維持工事(特に応急処理工を含む工事)において、履行範囲内で小さな作業が点在して発生することにより機械の回送費や交通規制等に係る費用が著しく増加する場合には、間接費にて個別の積上げを検討する。

★通年維持工事のみを対象とした諸経費の実態調査

- ① 年間を通して、緊急的・突発的な作業を主として行う通年維持工事は、点在作業(当初契約時に時期、場所、内容未確定含む)や小規模作業が多いことから、標準的な作業に比べ機械回送費や安全対策の費用を要する場合があるため、通年維持工事(道路・河川)のみを対象とした諸経費の実態調査を行う。

[現行]

道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1. <u>管理を目的とした維持的工事</u> 2. 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 ^{※1} , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用トンネル), 路面切削工, 路面工, 法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 ^{※1} , 樹木等及び区画線等の設置 4. <u>除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</u> 5. 1, 2, 3及び4に類する工事 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. <u>管理を目的とした維持的工事</u> 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 6. 1, 2, 3, 4及び5に類する工事

課題②小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費

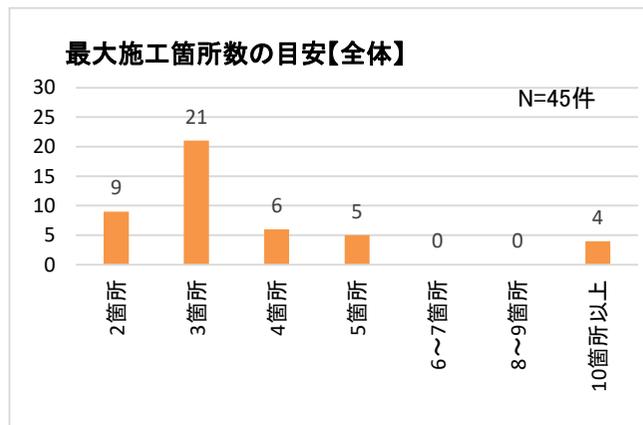
(2) 修繕工事における施工箇所が点在する工事の数量目安

【調査結果(受注者意見)】

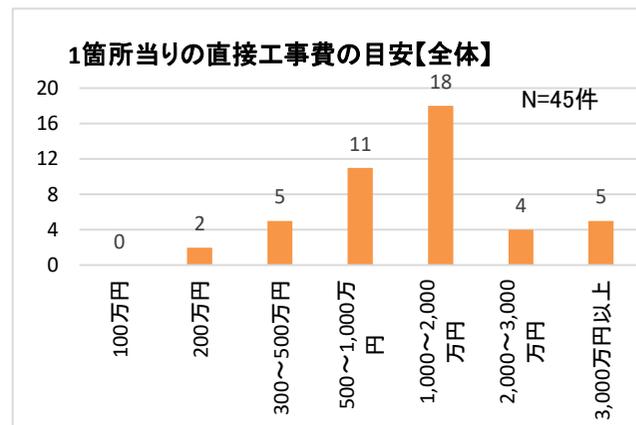
(建設会社が履行可能と感じている条件)

- ・施工箇所が点在する場合、3箇所を超える箇所の同時施工は配置技術者や作業班の関係で難しい。
- ・拠点(現場事務所)や資材置き場を1箇所に対応することを想定した場合には、10km程度が望ましい。
- ・別の施工箇所でトラブル等が発生した場合にすぐに移動できる範囲内にまとまっていた方がよい。

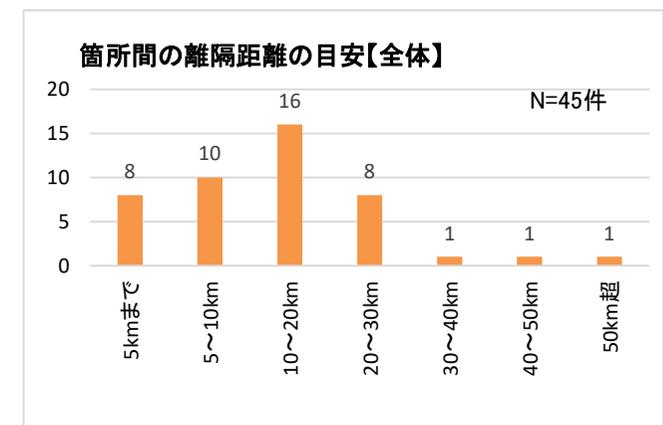
[対応可能な最大施工箇所数]



[1箇所当りの最低直接工事費]



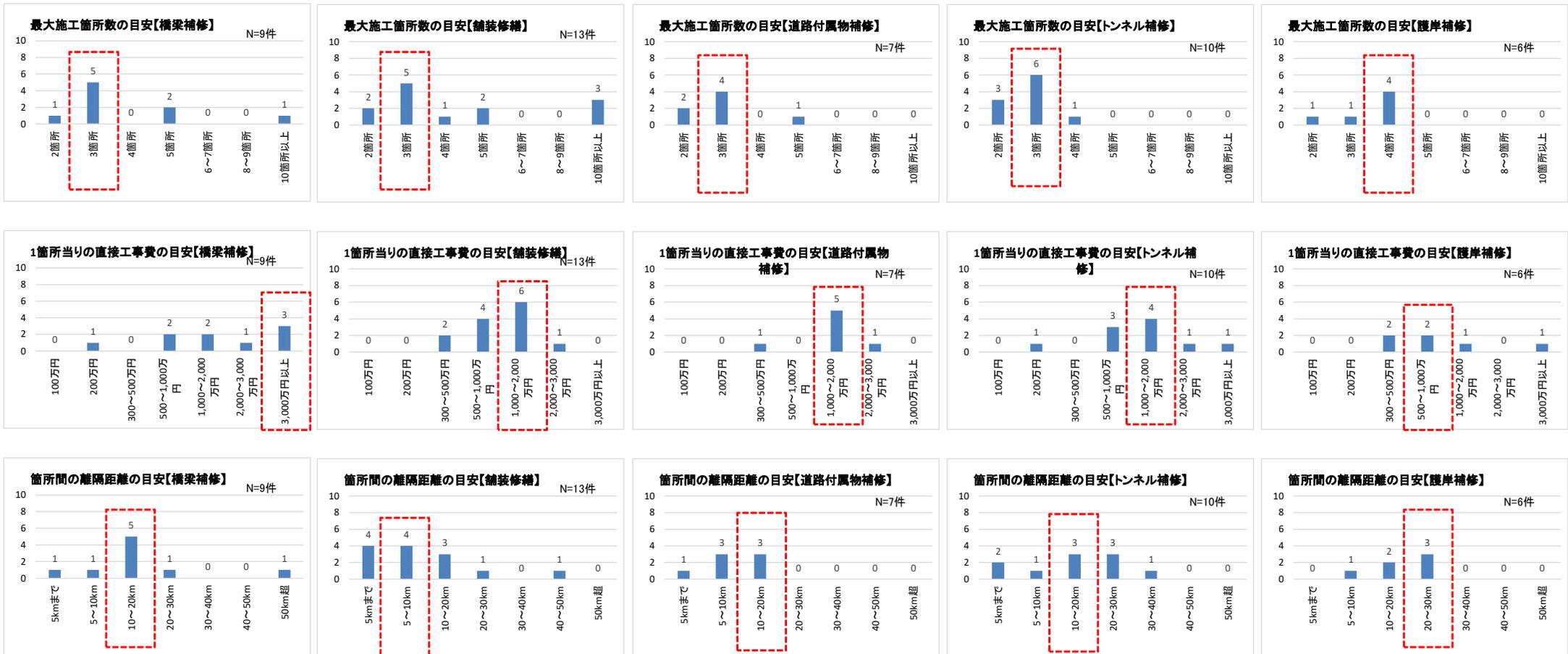
[施工箇所間の離隔距離]



課題②小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費

(2) 修繕工事における施工箇所が点在する工事の数量目安

[工種毎の履行可能と感じている条件]



課題②小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費

(2) 修繕工事における施工箇所が点在する工事の数量目安

★施工箇所が点在する工事における積算の留意事項(修繕工事)

・施工箇所が点在する工事を発注する場合は、下記の点・目安(下表参照)に留意して発注ロットを決める。

- ① 1箇所あたりの工事規模(工事内容)
- ② 1工事の施工箇所(点在箇所)数
- ③ 施工箇所間の距離
- ④ 工期設定(関係機関協議の期間を考慮して適正な工期で完了することが出来るか)

※なお、本目安は受注者アンケートによる意識調査をもとにとりまとめた参考値であり、必ずしも発注に反映しなければならない条件ではない。個別の現地条件等に応じて、適切な発注を行う。

		施工箇所数	1箇所あたりの施工規模 (直接工事費)	箇所間の離隔距離
道路	橋梁補修	3箇所	3,000万円以上	20kmまで
	舗装修繕	3箇所	1,000～2,000万円以上	10kmまで
	道路付属物補修	3箇所	1,000～2,000万円以上	10kmまで
	トンネル補修	3箇所	1,000～2,000万円以上	20kmまで
河川	護岸補修	4箇所	500～1,000万円以上	30kmまで

課題③緊急作業における監理技術者の拘束

【課題③】

○緊急作業における監理技術者の拘束を解消するための技術者の体制確保

【現状】

＜監理技術者の職務＞

(1)監理技術者制度運用マニュアル上の規定

- ① 監理技術者の職務については、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督
- ② 専任の監理技術者は、…(中略)…働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で短期間(1～2日程度)工事現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保することができる場合に差し支えない。
- ③ なお、適正な施工ができる体制の確保にあたっては、…(中略)…工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

(2)実運用

- 維持工事(道路、河川)は、多岐に渡り様々な工種(巡視工、舗装工、区画線工、清掃工、除草工、応急処理工など)が含まれて発注され、監理技術者はその全てにおいて上記①の職務を遂行
- 維持工事では緊急対応として24時間365日連絡体制の確保が必要となる場合があり、連絡窓口となる監理技術者の負担が大きくなっている。

【調査内容】

・監理技術者の現場立会が不要と考える作業 ・緊急時における発注者からの連絡受報体制

⇒【対応方針(案)】

・運用マニュアルの範囲内で監理技術者の負担軽減に繋がる方法を整理、受発注者間で共有 21

維持工事の複数年契約の働き方に関する課題

(1) 監理技術者の現場立会(臨場)がなくても良いと考える作業等

【調査結果】

[アンケート結果(発注者と受注者の回答を集約): 監理技術者の現場立会(臨場)がなくても良いと考える作業]

[道路維持]	[河川維持]	[ダム維持]
落下物処理 動物死骸処理 凍結防止作業 事故処理(油漏れ、ワイヤロープ式防護柵復旧対応、等) ポットホール処理 道路冠水対応 緊急の倒木対応	動物死骸処理 油流出による緊急対応 緊急の倒木対応 出水によるポンプ車出動 塵芥除去 堤防天端舗装復旧 出水時の樋門操作	動物死骸処理 油流出による緊急対応 緊急の倒木対応 蜂の巣駆除 配管漏水修繕

アンケート結果及びヒアリング結果を踏まえ、現場の意向を以下のとおり整理

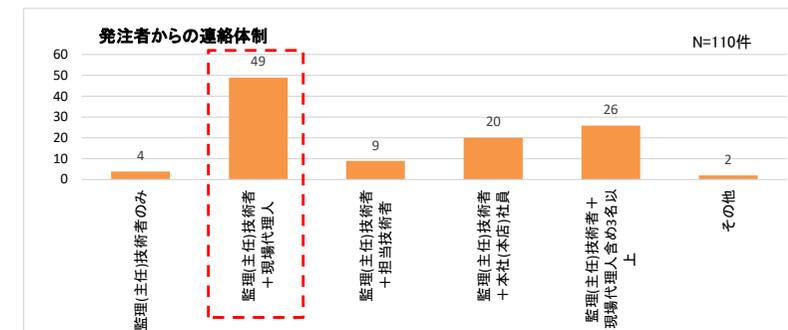
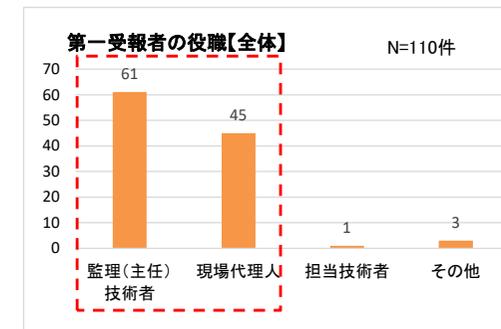
- 目的物の品質管理等が不要な作業については、監理技術者による現場立会の必要性は低い
- 緊急作業として監理技術者の到着を待たず迅速な対応が必要な作業については、監理技術者による現場立会の必要性は低い

課題③緊急作業における監理技術者の拘束

(2) 緊急作業における発注者からの連絡受報体制

【調査結果】

- 第1受報者は、現場代理人または監理(主任)技術者が担っているケースがほとんど。
- 監理技術者のみになっているケースは、ほぼない
- 本社(本店)の社員が連絡体制に組み込まれているケースもあり。
- 作業項目や時間(夜間、休日等)により受報者を変更して役割分担をしている事例もあり。



(発注者の意見)

- 緊急時の連絡先を時間毎に変更してしまうとこちらも混乱するため、可能であれば同一人物としてほしい。
仮に繋がらなかった場合には次点の方(現場代理人等)に連絡することになるため、特段変える必要性は感じない。
- 緊急連絡先を固定し、携帯電話を持つ人を変える、という運用をしている受注者がいたが、特に問題なく運用できた。

(受注者の意見)

- 代表取締役を緊急時の連絡体制に追加し、監理技術者が休暇等で不在の場合に対応している。

課題③緊急作業における監理技術者の拘束

★監理技術者の過度な現場立会（臨場）の解消に向けた対応（案）

- ① 監理技術者制度運用マニュアルでは、監理技術者の職務のうち現場立会については「元請が下請からの施工報告の確認など品質管理に関して必要に応じた立会」が必要とされているが、より現場向けにポイントを絞った分かりやすいリーフレット形式の資料を作成のうえ、現場立会の要否について周知を図る。
- ② なお、リーフレットには注釈として要否の事例を列挙し、現場において具体的にイメージしやすく工夫を凝らす。



監理技術者制度運用マニュアル



リーフレット（イメージ）

★緊急連絡体制構築のうえでの監理技術者の拘束解消方法（例）

- ① 緊急連絡先の電話番号を固定し、監理技術者を含めた受注者の職員が輪番で担当。
- ② 現場代理人と監理（主任）技術者が兼務で、かつ、担当技術者が配置されていない工事においては、本社（本店）の社員を連絡受報者とすることも可能とする。

＜注意事項＞

- a. 輪番の場合は、第1受報者を施工計画書または月間（週間）工程表で明確にし、監督職員に報告をする。
- b. 監理（主任）技術者以外が第1受報者の場合は、監理（主任）技術者に事後報告を必ず行い情報共有をする。

課題④連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い

【課題④】

○連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い

【現状】(待機費用の計上)

<緊急作業(出動)に伴う待機に関する費用>

(1)少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について(試行)

『「除雪実作業経費(出来高分)」と「除雪待機費」の合計額』が「固定的経費(全体額)」を下回った場合に経費(「固定的経費(計上額)」)を積算計上

ただし、『「除雪実作業経費(出来高分)」と「除雪待機費」の合計額』が「固定的経費(全体額)」を上回った場合には適用しない

(2)河川巡視支援業務積算基準

出張所集合から巡視指示までの内業も巡視業務の作業時間に含めて精算する

(3)昨年度のアンケート調査では、待機により拘束されても作業等が伴わない場合は契約変更の対象としないケースが見受けられた。

【調査内容】

- ・待機が発生した場合の設計変更方法

⇒【対応方針(案)】

- ・緊急作業(出動)に伴う待機費用を積算する上での留意事項を整理、受発注者間で共有

課題④連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い

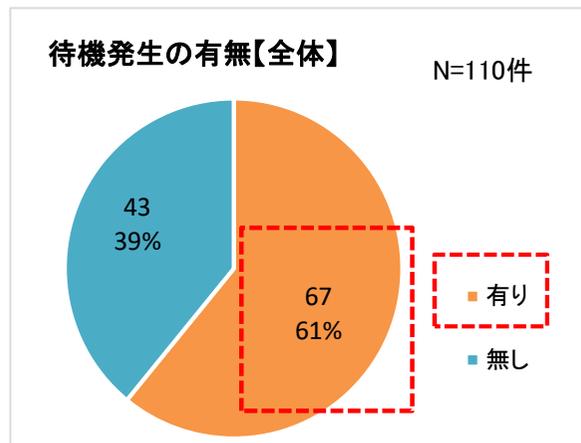
(1) 緊急作業のための待機等に対する積算上の取扱

【調査結果(受発注者意見)】

- 監督職員の待機指示を受け、受注者が事前に計画した場所(出張所、会社、資材基地等)にて待機を開始した時点から設計変更の対象としている。
- 待機後に出動しなかった場合でも解除指示までを設計変更の対象としている。
- 待機指示、現地出動指示及び解除指示等の時間、待機人数が判別できる写真による書類にて双方確認している。
- 連絡体制確保(自宅待機)を設計変更の対象としたことがある。

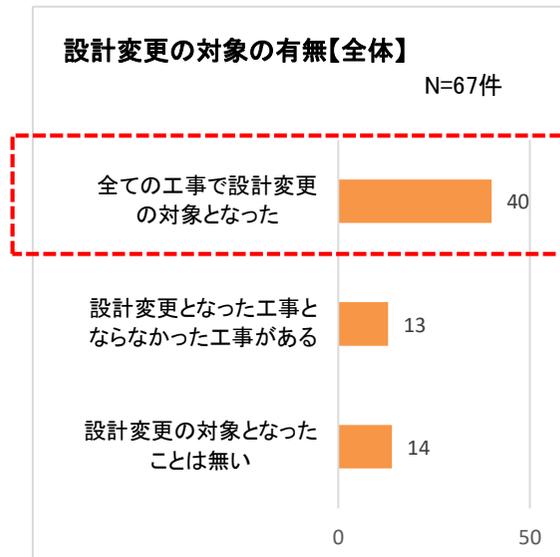
[待機時間に関する設計変更の状況(受注者回答)]

① これまでに緊急作業(出動)に伴う待機を発注者から指示されたことはあるか。



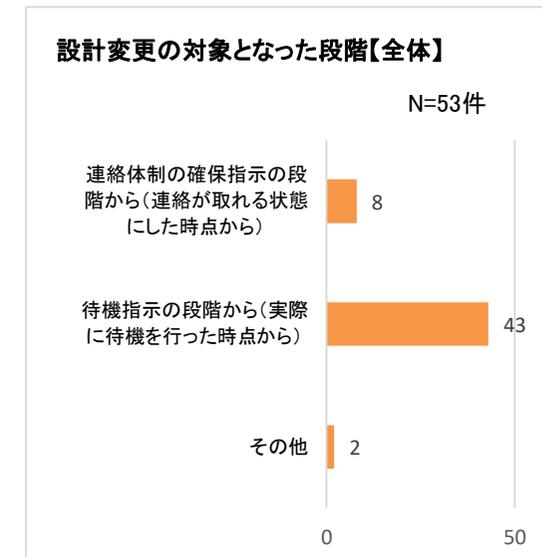
◆ 緊急出動に伴う待機指示を受けたことがある
通年維持工事の受注者が半数以上

② 待機指示を受けた工事では設計変更の対象となったか。



◆ 待機指示を受けた場合には設計変更の対象となっている場合が多い

③ どの部分(段階)が設計変更の対象となったか。



◆ 「実際に待機を行った時点から」設計変更の対象となった事例が多い

課題④ 連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い

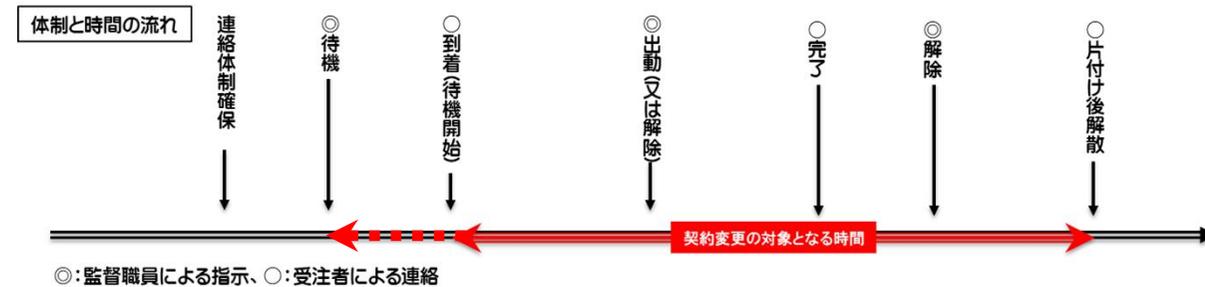
★緊急作業のために待機等を指示した場合の積算の考え方(案)

(前提) 監督職員は、明確に指示を発出すること(連絡体制確保なのか、出動準備なのか)。

① 待機開始～解除(出動なし)又は片付け(出動あり)までを対象に実績で精算を行う。

<注意事項>

※ 受注者に対して連絡体制の確保(自宅待機)を指示した際、連絡体制の第一受報者を拘束したと判断される場合には、費用の計上を検討する。



[参考資料: 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和6年3月25日追補分)厚生労働省]

- 法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことである。
- 待機時間については、「使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)は労働時間に当たる」と解されている。
- 自宅待機が労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、労働者が権利として労働から離れることを保障されておらず、拘束を伴うものである場合には、当該待機時間は使用者の指揮命令下にあるものとして、労働時間に該当する。(例えば、災害の発生が予想される場合であって、災害協定等に基づく要請を受けて、当該災害への対応が直ちにできるよう労働者を自宅待機させる場合には、労働時間に該当する場合がある)
- 自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえない場合には、労働時間に該当しない。

【課題①】

○積算基準で定める日当たり標準作業量を下回る小規模な作業に対する積算
⇒変更積算を行う際の留意事項として、まずは変更指示をする場合、日当たり標準作業量相当の作業量を指示することや日当たり標準作業量以下の作業となる場合、「1日未満で完了する作業の積算」制度を活用すること、応急処理等の作業を実施する際、作業員の拘束時間等を考慮した数量整理をすること等を整理したが、運用にあたり、留意すべき事項や課題は何か。

【課題②】

○小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費の扱い(特に応急処理工を含む工事)
⇒通年維持工事の諸経費の実態を把握するにあたり、留意すべき事項や課題は何か。
⇒修繕工事等の点在作業を行う際、受注者への意識調査の結果から、発注者として当初積算を行う際に目安となる発注ロットを整理したが、運用にあたり、留意すべき事項や課題は何か。

【課題③】

○緊急作業における監理技術者の拘束を解消するための技術者の体制確保
⇒現場立会や緊急作業における、監理技術者の拘束を解消するため、「監理技術者制度運用マニュアル」における運用の解釈を整理したが、運用にあたり、留意すべき事項や課題は何か。

【課題④】

○連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い
⇒監督職員の指示を前提に、待機開始～解除又は後片付けまでを対象に実績精算を行う考え方を整理をしたが、自宅待機の考え方等、留意すべき事項や課題は何か。